

ドラッグコスモス屋島店 (No.1275)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月13日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社コスモス薬品 住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階 代表者 横山 英昭							
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 ドラッグコスモス屋島店 所在地 高松市春日町字川東1269番1 外							
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	名称 株式会社コスモス薬品 住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階 代表者 横山 英昭							
大規模小売店舗の新設をする日	令和6年5月30日							
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,358 m ²							
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	位置 図面3建物配置図 参照 収容台数 64台						
	駐輪場の位置及び収容台数	位置 図面3建物配置図 参照 収容台数 22台						
	荷さばき施設の位置及び面積	位置 図面3建物配置図 参照 面積 48.0 m ²						
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 図面3建物配置図 参照 容量 13.50 m ³						
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>開店時刻</th><th>閉店時刻</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社 コスモス薬品</td><td>午前9時00分</td><td>午後10時00分</td></tr></tbody></table>	名称	開店時刻	閉店時刻	株式会社 コスモス薬品	午前9時00分	午後10時00分
	名称	開店時刻	閉店時刻					
	株式会社 コスモス薬品	午前9時00分	午後10時00分					
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後10時30分まで						
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	位置 図面3建物配置図 参照 箇所数 2箇所							
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時00分から午後10時00分							

2 届出年月日 令和5年9月29日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和5年10月13日から令和6年2月13日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和6年2月13日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

ドラッグコスモス屋島店 (No.1275)

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ